資料２

「医師の働き方改革」へのご協力のお願い（案）

2024 年 4 月 1 日から医師に対する時間外労働の上限規制が適用されます。

現在の医療体制は、医師による長時間労働によって支えられている現状があり、全国的に大きな問題となっています。南魚沼市病院事業におきましても、医師の健康が確保されない状態の診察は、結果的に患者さんにとって不利益をもたらす可能性もあることから、医師の働き方改革に取り組んでいます。

当院の取り組み

１　病状説明や治療方針の説明等は、平日午前 9 時～午後 5 時 15 分にお願いします。また、説明を受けていただくご家族の代表者を、あらかじめ決めておいてください。

２　入院患者さんの病状説明など、主治医以外の医師が対応することがありますのでご了承ください。

３　休日や夜間の受診を避けていただくために、できるだけ平日の昼間に受診してください。

４　症状の安定した患者さんは、かかりつけ医をご紹介いたしますので、ご理解・ご協力をお願いします。

５　医師が行っている業務のうち、医師以外の職種においても実施可能な業務について他職種（看護師、薬剤師、メディカルスタッフ等）への業務分担を推し進めています。 医師の働き方改革を進めることは、医師・患者さんの双方にとって重要なことです。

医師の勤務環境を整え、今後も「地域住民の生きるを支え続ける」ことができるよう、患者様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和５年（2023 年）●月
病院事業管理者